

## 新型コロナウイルス感染防止のための取組について

令和3年4月吉日

当施設では、ウイルスを『持ち込まない』『拡げない』を基本方針とし、感染予防策を徹底しております。

### ○基本感染防止対策の徹底

- ① マスク着用(出勤前から着用)、咳エチケット、手洗い、手指アルコール消毒(携帯用アルコール容器を常時携帯)、フェイスシールド。
- ② 居住フロア(手すり、ドアノブ、トイレ、共用スペース等)の1日3回消毒(次亜塩素酸ナトリウム液)を行う。

### ○感染リスクを回避する行動

- ① 不要不急の外出を自粛する。
- ② 感染リスクの高い場所を避ける。(三密の回避)  
換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。また、感染が広がっている地域には出向かないようにする。

### ○健康管理・観察

- ① 全職員各自、出勤前(家庭)及び出勤時(入館時)に体温測定を行い、チェック表に記録する。
- ② 施設長は常に、職員の健康状態の把握に努める。
- ③ 職員及び同居家族に発熱等の症状が認められる場合には、即時施設長に報告し、出勤を控える。

### ○面会等

- ① 行政機関の通達に従い、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限させて頂く。制限期間中の面会についてはオンラインにて実施する。
- ② 緊急やむを得ない場合の面会については、体温計測をして頂き、発熱等が認められる場合は面会をお断りさせて頂く。また、面会時は感染防止対策(マスク着用、咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等)の徹底にご協力頂く。

令和3年3月より各フロアに酸化チタン光触媒搭載空気清浄機を導入し、空気中のウイルス対策にも力をいれております。